

地域医療・介護提供体制の維持に向けた支援を求める意見書

上記意見書を栃木市議会会議規則第 13 条第 1 項の規定により次のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 30 日提出

提出者	栃木市議会議員	内海	まさかず
同	同	深	野 武 造
賛成者	同	青	木 一 男
同	同	白	石 幹 男
同	同	針	谷 正 夫

地域医療・介護提供体制の維持に向けた支援を求める意見書

近年、医療機関及び介護事業所の経営環境は急速に厳しさを増している。

医療・介護の公定価格の分野においては適時価格転嫁できず、物価やエネルギー価格の高騰、人件費の上昇に加え、診療報酬・介護報酬が現場の実態に十分対応していないことから、全国各地で医療機関の経営悪化が指摘されている。

県内医療機関を対象とした調査においても、診療報酬改定後に「減収減益」と回答した医療機関が多数を占めるなど、経営の厳しさが広がっている。また、看護師をはじめとする医療・介護人材の不足が続いており、救急医療や在宅医療など地域に不可欠な医療機能の維持にも影響が及ぶことが懸念されている。

さらに、将来の担い手の確保にも大きな課題が生じている。近年、看護学校への入学者数が減少傾向にあり、定員割れが生じている学校も見られる。また、介護専門学校においても入学者の減少が続いており、将来的な医療・介護人材の確保に対する不安が高まっている。

医療と介護は、国民の生命と健康を守る社会基盤であり、地域住民が安心して暮らし続けるために不可欠な存在である。医療機関や介護事業所の経営が不安定になれば、地域医療・介護提供体制そのものが揺らぎかねない。

よって、国におかれては、地域医療と介護提供体制を将来にわたり維持するため、次の事項について早急に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 医療機関及び介護事業所の経営安定のため、緊急的な財政支援を実施すること。
- 2 物価上昇や人件費上昇の実態を踏まえ、診療報酬及び介護報酬について必要な期中改定や抜本的な見直しを行うこと。
- 3 医師、看護師、薬剤師、介護職員等の確保を図るため、養成・修学支援や地域定着対策を一層強化すること。
- 4 看護学校及び介護人材養成機関の入学者減少に対応するため、修学支援制度の拡充など人材養成への支援を強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

栃木県栃木市議会

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
厚生労働大臣	様
財務大臣	様